問国保年金課アオ ☎39・2317、 各支所市民生活課

### ●新しい保険証を送付します

8月から使用する新しい保険証(桃色)を7月 下旬に簡易書留で送ります。内容を確認の上、大 切に保管してください。

#### ②平成30年度の保険料の通知書を 7月中旬に郵送します

納付額や納付方法は、人によって異なります。 通知書で確認してください。

#### ★年金から納付する人へ

希望により口座振替に変更できます。希望者は お問い合わせください。

#### ❸医療費が高額になったとき

市民税非課税世帯の人は、「減額認定証」を医 療機関の窓口に提示すると医療費と入院時の食事 代が減額されます。

認定証の申請=保険証、印鑑、マイナンバーの分 かるものを持って総合窓口(健康保険・年金窓口) アオ、各支所市民生活課へ

#### ★新しい「減額認定証」を送付します

「減額認定証」がすでに交付されている人に、

# 国民健康保険のお知らせ

問国保年金課アオ 123は国保保険料係☎39・2220、 4は国保給付係☎39・2006、5は国保給付係または 後期高齢者医療係☎39・2317、各支所市民生活課

#### **1**新しい保険証を送付します

8月から使用する新しい保険証(ベージュ色) を7月下旬に簡易書留で送ります。内容を確認の 上、大切に保管してください。

#### ②平成30年度の納付通知書を 7月中旬に郵送します

保険料の納付義務者は世帯主です。国保加入者 の世帯主宛てに納付通知書を送ります。

#### 3保険料の軽減、減免(要申請)

倒産や解雇などで離職した人は保険料を軽減で きる場合があります。また、災害などの特別な事 情で納付が困難なときは、保険料の減免を受けら れる場合があります。詳しくは納付通知書に同封 するチラシをご覧ください。

## 加入・脱退の手続きは14日以内に

会社を退職して、職場の健康保険などに加入 していない人は、国民健康保険に加入する手続 きをしてください。

会社に就職して、職場の健康保険に加入した 人は、国民健康保険を脱退する手続きをしてく ださい。

受付窓口=総合窓口(健康保険・年金窓口)アオ、 各支所市民生活課、東・西サービスセンター

#### 4医療費が高額になったとき

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示 すると、自己負担限度額までの負担で済みます。 市民税非課税世帯の人は「減額認定証」を提示

すると入院時の食事代も減額されます。

認定証の申請=総合窓口(健康保険・年金窓口)、 各支所市民生活課へ

#### ★新しい認定証を送付します

んなのひろば

限度額適用認定証・減額認定証・特定疾病療養 受療証がすでに交付されている人に、8月から使

8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送

用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。

#### 58月から、70歳以上の人の高額療養費の 自己負担限度額が変わります

下表の所得区分23の人は、新たに「限度額適 用認定証」の交付対象となります。医療費が高額 になりそうなときは、対象になるかお問い合わせ の上、申請してください。所得区分①④の人は保 険証のみで限度額までの負担となります。

#### 「70歳以上の人の医療費が高額になったときの 自己負担限度額(月額)

平成30年8月から

太枠が変更部分

負担割合	所得区分	外来	外来+人院			
	①690万円以上	252,600円(医療費が842,000円を 超えた場合は越えた分の1%を加算) ※4回目以降140,100円				
3割	②380万円以上	167,400円 超えた場合(	(医療費が558,000円を は越えた分の1%を加算) ※4回目以降93,000円			
	③145万円以上	80,100円 (医療費が267,000円を 超えた場合は越えた分の1%を加算) ※4回目以降44,400円				
2割 または	④ 市民税課税世帯 の人	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 ※ 4回目以降44,400円			
1割	市民税非課 区分 II 税世帯の人 区分 I	8,000円	24,600円 15,000円			

### お医者さんにかかるときは、 こんな点に気をつけましょう

- ・かかりつけ医を持つ
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談する ・ジェネリック医薬品※を活用する
- ※ジェネリック医薬品は、最初に作られた新薬 の特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成 分で作られた薬で、低価格です

## 納め忘れの心配なし!保険料の納付は、口座振替が便利です。 手続きは口座のある金融機関へ

## 介護保険料が決まりました

65歳以上の平成30年度分介護保険料の通知書を7月中旬に 郵送します。納付額・方法は、人によって異なります。通知 書で確認してください。

問介護保険課アオ ☎39・2245、各支所市民生活課

額れ受関め宅新却既のけかに購築費存補利を対している。入まれてはいる。 子借融金すた 相り資融るは 当入を機た住 のアス 80万2千 円はを土1 4含地9 1 むの万 ズト 5場購円

世宅の除 域の指定以前に 域の指定以前に 域の指定以前に 域の指定以前に は土地 がずれかに該

◆時や場などの略字の見方は18ページ

◆対どなたでも、 定特になし、 ¥無料、 車不要(直接 会場へ)の場合は、記載なし

◆■に電話、ファクス、Eメール、IPI(市ホームペー ジ)の記載がある場合は、その方法で申し込み可 アオ=アオーレ長岡 市セ=市民センター さい=さいわいプラザ

## ひとり親家庭などの みなさんへ

のて④質き③㎡物

## 児童扶養手当の支給(所得制限あり)

問生活支援課アオ ☎39・2338

開も

**2** 14

39 日

ひとり親家庭などの自立を支援するために支 給される手当です。次に該当する人は請求でき

対次の①~⑧のいずれかに該当する18歳(一定 の障害がある場合は20歳)までの子どもを監護 する母、監護し生計を同じくする父または養育者 ①父母が離婚②父または母が死亡③父または母 が重度の障害者④父または母の生死が明らかで ない⑤父または母から引き続き1年以上遺棄さ れている⑥父または母が裁判所からのDV保護 命令を受けた⑦父または母が引き続き1年以上 拘禁されている⑧母が婚姻によらないで出生 ※公的年金などを受けることができる場合は、 その差額分を支給します

#### ★自立支援の相談を行っています

内高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練 給付金の案内、転職・資格取得に向けた相談、 ハローワークと連携した就労相談、求人情報の 提供など

※詳しくはお問い合わせください

## 医療費の助成(所得制限あり)

間福祉課アオ☎39・2319

18歳 (一定の障害がある場合は20歳) までの 子どもがいる場合は、医療費の助成が受けられ ます。事前の申請が必要です。

本人負担額=通院…1回530円(同じ医療機関 で月に5回目からは無料)、薬局…無料、入院 … 1 日1.200円

対次のいずれかに該当する人

①ひとり親家庭(公的年金などの受給のため、 児童扶養手当を受けられない人を含む)②父ま たは母が重度の障害者である家庭③両親がいな い子を養育している家庭など

## 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 問庶務課アオ☎39・2203

#### 〈情報公開制度〉

「長岡市情報公開条例」に基づき、市政に関する 情報を公開しています。市民は情報の公開を請求す ることができます。公開の請求があった場合は、そ の情報の全てを公開することを原則としていますが、 個人情報などが含まれている場合は、公開できない 部分を除いて「部分公開」しています。

アオーレ長岡東棟3階の庶務課情報公開コーナー 1階市役所なんでも窓口または各支所地域振興課で、 公開についての相談や請求を受け付けています。

### 平成29年度の情報公開の実施状況

	請求	公開・非公開の状況					不服
実施 機関	等の件数	全部公開	部分公開	非公開	情報 不存 在	取下げ	申立て
市長部局	235	175	37	0	8	15	1*
教育委員会	35	29	2	0	2	2	0
水道局	30	26	0	0	0	4	0
消防本部	10	8	1	0	1	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	1	0	0	0	0
議会	5	3	2	0	0	0	0
合計	317	241	44	0	11	21	1*

※取り下げ

4

#### 〈個人情報保護制度〉

「長岡市個人情報保護条例」に基づき、市が保有 する個人情報の取り扱いのルールを定め、市民のプ ライバシーを保護しています。ご自身の情報につい て開示してほしいとの請求があった場合には、原則 としてその情報の全てを開示しています。ただし、 本人に知らされていない病気の状態など、本人に開 示することが不適切である場合は、開示できない部 分を除いて「部分開示」しています。

#### 平成29年度の個人情報の自己情報開示請求の件数

	請求	開示・非開示の状況				不服	
実施機関	の件数	全部開示	部分開示	非開示	情報 不存 在	取下げ	中立て
市長部局	106	93	10	0	3	0	0
消防本部	2	0	2	0	0	0	0
合計	108	93	12	0	3	0	0

35 市政だより 2018.7 市政だより 2018.7 34